

CASBEE 評価認証機関認定制度要綱

(目的)

第1条 本要綱は、一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター（以下、「財団」という。）が、建築環境総合性能評価認証制度要綱第14条第2項に基づき「CASBEE 評価認証機関」を認定するにあたり必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによるものとする。

- 一 認証 CASBEE 評価認証。建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価が、的確に行われていることを確認することをいう。
- 二 認証機関 CASBEE 評価認証機関。財団が認定した、認証を業務とする法人をいう。
- 三 認証業務の区分 認証機関が認証業務を行うことができる区分をいう。
- 四 評価員 CASBEE 評価員。財団が、別に定める「CASBEE 評価員登録制度要綱」において規定する「評価員」を指す。「CASBEE 戸建評価員」、「CASBEE 建築評価員」、「CASBEE 不動産評価員」及び「CASBEE ウェルネスオフィス評価員」の区分がある。
- 五 選任評価員 認証機関が、認証業務を行う者として選任した評価員をいう。認証業務の区分ごとに選任するものとする。
- 六 CASBEE 戸建 CASBEE-戸建（新築）をいう。
- 七 CASBEE 建築 CASBEE-建築（新築）、CASBEE-建築（既存）、CASBEE-建築（改修）をいう。
- 八 CASBEE 不動産 CASBEE-不動産をいう。
- 九 CASBEE ウェルネスオフィス CASBEE-ウェルネスオフィスをいう。

(認証機関の認定申請)

第3条 認証機関の認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、財団に対し、認定を受ける認証業務の区分を明らかにしたうえで、次の各号に掲げる事項について「CASBEE 評価認証機関認定申請書」（様式1）により申請を行うものとする。

- 一 認定を受けようとする認証業務の区分
- 二 認証業務を行う事務所の名称及び所在地
- 三 選任評価員の氏名
- 四 役員の氏名
- 五 認証業務を行う部門の管理者の氏名
- 六 認証業務を行う区域
- 七 認証業務を開始しようとする年月日

- 2 認証機関が行う認証業務の区分は、次の各号に掲げる区分とする。
 - 一 CASBEE 戸建による認証
 - 二 CASBEE 建築による認証
 - 三 CASBEE 不動産による認証
 - 四 CASBEE ウェルネスオフィスによる認証
- 3 申請者は、財団が別に定める「CASBEE 評価認証機関関連の費用に関する定め」に従い、認定に要する費用を財団に納入するものとする。

(認定委員会における審査)

第4条 財団は、前条の申請があったときは、別に定める「CASBEE 評価認証機関認定委員会設置規程」における認定委員会において、申請者が認証機関として適格か否かを審査する。

(認証機関の認定基準)

- 第5条 申請者が認証機関として適格であると判断する基準は次の各号の通りとする。
- 一 認証対象地域、認証業務の区分、認証に使用するツール及び審査方式が明確であること。
 - 二 認証業務の実施事務所及び認証業務の開始時期が明確であること。
 - 三 申請する認証業務の区分に応じた評価員が2名以上存すること。
 - 四 職員、組織、認証業務の実施方法が適切であること。
 - 五 前号の認証業務を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。
 - 六 役員の構成、資本関係等が、認証業務の公正な実施の妨げにならないこと。
- 2 財団は、前項の各号に掲げる適格であると判断する基準について、具体的な確認項目を別に定めるものとする。

(認証機関の認定)

第6条 財団は、認定委員会の審査を踏まえ、申請者を認証機関として認定する。

- 2 財団は、前項の規定に基づき認定をしたときは、「CASBEE 評価認証機関認定書」(様式2)を申請者に交付する。

(認証機関の表示)

- 第7条 認証機関は、認証業務の区分、認証の手数料等の事項を、ホームページ等への表示により利用者に示さなければならない。
- 2 認証機関は、前項の規定による表示の他、認証業務に係る広告、宣伝および業務ツールにおいて、財団が所有するCASBEEに関する登録商標を自由に使用することができる。なお、商標使用にあたり、当該商標を財団が所有している旨を明示するものとする。

(認証業務規程)

第8条 認証機関は、第3条の申請に添付する認証業務に関する規程(以下、「認証業務規程」という。)については、「CASBEE 認証業務規程届出書」(様式3)を添付するものとし、認証業務規程を変更するときは、あらかじめ「CASBEE 認証業務規程変更届出書」(様式4)にて財団に届け出るものとする。

- 2 認証業務規程には、次の各号に掲げる認証業務の実施に必要な事項を定めるものとする。
 - 一 認証業務を行う時間及び休日
 - 二 事務所の所在地及びその事務所が認証業務を行う区域
 - 三 認証を行う区分
 - 四 認証業務の実施方法
 - 五 認証に係る手数料の額
 - 六 選任評価員の選任及び配置
 - 七 その他認証業務の実施に関し必要な事項
- 3 財団は、認証業務規程が、認証業務を公正かつ的確に実施する上で不適當であると認めるときは、その認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 認証機関は、次の各号に掲げる事項について、認証業務規程又はこれに類するものにおいて規定するものとする。
 - 一 認証を受けようとする者が、申請にあたり認証機関に提出する申請書においては、建築環境総合性能評価認定制度要綱の様式1の内容を全て含むこと。
 - 二 認証を受けた者に対して、「認証書」(別記8)、「評価結果」(別記9)および「認証票」(別記10)(電子データのものを含む。以下、「認証書」、「評価結果」、「認証票」を合わせて「認証書等」という。)を交付すること。
 - 三 認証を受けた者に対して、認証書等の表示に関する注意事項を周知すること。
- 5 認証機関は、前項第三号の実施にあたり、次の各号の事項を含むものとする。
 - 一 認証書等を、認証を受けた建築物等に関する説明等において表示(カタログ等の冊子、ホームページ等の電子表示等)することができる。ただし、認証書に記載された有効期間を過ぎた場合には表示を行うことはできない(有効期間を過ぎていることを、その表示と共に明らかに確認できる形で表示する場合を除く)。
 - 二 認証書等は、大きさの縮小または拡大を除き、その全部または一部を改変または改ざんして使用することはできない。ただし、白黒表示の場合は、グレースケールとしてよい。
 - 三 認証書等を、認証を受けた物件以外に使用してはならない。また、認証を受けていない物件を、認証を受けたと第三者が誤認するような表示をしてはならない
 - 四 認証を受けた者が、認証内容の変更についての届出を認証機関に行い、認証書等の記載内容に変更が生じたときは、従前の認証書等は使用することができない。

(選任評価員の選任と解任)

第9条 認証機関は、選任評価員を選任して認証業務を行わなければならない。

- 2 認証業務の区分ごとに選任する選任評価員は、次の各号に掲げる評価員とする。
 - 一 前項第一号については CASBEE 戸建評価員
 - 二 前項第二号については CASBEE 建築評価員
 - 三 前項第三号については CASBEE 不動産評価員
 - 四 前項第四号については CASBEE ウェルネスオフィス評価員
- 3 選任評価員のうち1名以上は、当該認証機関に直接雇用される常勤職員でなければいけない。

4 財団は、認証機関に対し、所属する選任評価員が認証業務規程に違反するなどの認証業務に関して著しく不適当な行為をしたときは、当該選任評価員を解任すべきことを命ずることができる。

(認定内容の変更)

第10条 認証機関は、第3条第1項各号に掲げる事項について変更しようとするときは、変更後すみやかに、「CASBEE 評価認証機関変更届出書」(様式5)にて財団に届け出なければならない。

(認定の有効期間及び更新)

第11条 認証機関の認定の有効期間は5年とする。

2 認証機関は、認定を更新しようとするときは、「CASBEE 評価認証機関認定更新申請書」(様式6)にて財団に届け出なければならない。なお、更新後の有効期間は5年とする。

3 第3条乃至第6条の規定は、前項の更新の場合において準用する。

(認証業務の休廃止等)

第12条 認証機関は、認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときはあらかじめ、「CASBEE 認証機関業務休廃止届出書」(様式7)により財団に届け出なければならない。

2 財団は、前項の届出があったときは、財団のホームページ上でその旨を表示する。

3 認証機関がその業務の全部を廃止したときは、全ての認証物件の業務実績報告一覧を財団に提出しなければならない。また、第7条に規定する認証機関の表示及び商標使用については、直ちにこれを取り止めるものとする。

(認証実績の報告及び公表)

第13条 認証機関は、認証をした場合は、次の各号に従い、財団に報告するものとする。

一 「年度別業務実績一覧表」(別記11)により次に掲げる事項の報告。

- 1) 認証機関名
- 2) 認証番号
- 3) 建物名称
- 4) 評価区分
- 5) 認証を行った年月日
- 6) 当該建物の認証業務に関する手数料の額

二 「実績報告シート」(別記12)による報告。報告にあたり、評価結果、外観写真およびスコアシート、評価ソフトデータを極力添付すること。

三 第一号の報告については、各年度末の財団が指定した期限までに、また、第二号の報告については、認証機関が認証した日から60日以内に報告するものとする。

2 認証機関は、申請者に対して、当該建物の認証実績を財団ホームページに掲載すること及び当該建物の評価結果書、物件写真のデータの提出について、申請段階において同意を得るものとする。

3 財団は、第1項第二号の報告があったときは、すみやかにその内容を、財団ホームページにて公表するものとする。

(認証票の使用料)

第14条 認証機関は、別に定める「CASBEE 評価認証機関関連の費用に関する定め」に従い、認証票の使用料を財団に納めるものとする。

(書類の保存)

第15条 認証機関は、認証物件の申請書及び審査用関係書類を認証期間満了時まで保存しておかなければならない。

(監督命令)

第16条 財団は、認証業務の公正かつ的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、認証機関に対し、認証業務に関し監督上必要な指示をすることができる。

(秘密保持義務等)

第17条 認証機関の役職員（評価員を含む。）及び委員等の関係者並びにこれらのものであった者は、認証業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(連絡会議)

第18条 認証機関は、認証業務の公正かつ円滑な運営を図るため、財団が別に定めた「建築環境総合性能評価制度要綱」において規定する「連絡会議」の会員になるものとする。

2 認証機関は、別に定める「CASBEE 評価認証機関関連の費用に関する定め」に従い、連絡会議の会費を財団に納めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年11月8日より施行する。

改正 平成20年5月30日

改正 平成25年8月7日

改正 平成27年5月19日

改正 平成27年12月22日

改正 2021（令和3）年3月1日

改正 2022（令和4）年4月1日

CASBEE 評価認証機関認定制度要綱施行規則は廃止する

CASBEE 機関認証制度認定委員会設置規程は廃止する

CASBEE 認定機関の事業譲渡に関する取り扱いは廃止する

CASBEE 評価認証機関等連絡会議設置規程は廃止する

「認証書」「評価結果」「認証票」の使用に関する定めは廃止する

改正 2025（令和7）年6月20日

CASBEE 評価認証機関認定申請書

(年月日)

財団理事長 殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第3条に基づき、CASBEE 評価認証機関認定を申請します。

1. 認定を受けようとする認証業務の区分
2. 認証業務を行う事務所の名称及び所在地
3. 選任評価員の氏名
4. 役員の氏名
5. 認証業務を行う部門の管理者の氏名
6. 認証業務を行う区域
7. 認証業務を開始しようとする年月日

添付書類

- (1) 定款及び登記事項証明書
 - (2) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画及び収支予算書
 - (3) 役員の氏名及び略歴
 - (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (5) 事務所の所在地を記載した書類
 - (6) 選任評価員となる者の氏名及び略歴
 - (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - (8) 認証業務の実施に関する計画を記載した書類
 - (9) 認証業務に関する規程 (第3号様式)
- その他参考となる事項を記載した書類

CASBEE 評価認証機関認定書

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名 殿

CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第6条の規定に基づき、
下記により CASBEE 評価認証機関として認定します。

記

機 関 名 :

認定番号 :

（認証業務の）区分 :

対象地区 :

期 間 : 自 (年月日 (認定日の翌日))

至 (年月日 (5年後))

(年月日)

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター
理 事 長

CASBEE 認証業務規程届出書

（年月日）

財団理事長 殿

届出者の住所
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

認証業務規程を定めたので、CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第8条第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

CASBEE 認証業務規程変更届出書

（年月日）

財団理事長 殿

届出者の住所
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

認証業務規程を変更したので、CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第8条
第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

1. 変更の内容
2. 変更の理由

CASBEE 評価認証機関変更届出書

（年月日）

財団理事長 殿

届出者の住所
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第10条に基づき、下記の認定申請事項の変更を申請します。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 認証業務の区分
- (3) 認証業務を行う事務所の名称及び所在地
- (4) 選任評価員の氏名
- (5) 役員の氏名
- (6) 認証業務を行う部門の管理者の氏名
- (7) 認証業務を行う区域

記

1. 変更事項 ※該当する認定申請事項のみ記入のこと

届出事項	変更前	変更後	変更実施年月日	備考

2. 変更理由

CASBEE 評価認証機関認定更新申請書

(年月日)

財団理事長 殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

認定の更新を受けたいので、CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第11条第2項の規定に基づき、申請します。

1. 認定番号
2. 認定の有効期限 年 月 日
3. 認証業務の区分
4. 認証業務を行う事務所の所在地
5. 選任評価員の氏名
6. 役員の氏名 (申請者が法人である場合に限る)
7. 認証業務を行う部門の管理者の氏名
8. 認証業務を行う区域

CASBEE 認証機関業務休廃止届出書

（年月日）

財団理事長 殿

届出者の住所
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第12条の規定に基づき、認証業務の一部（全部）の休止（廃止）をしますので次のとおり届け出ます。

1. 休止（廃止）しようとする認証業務の範囲
2. 休止（廃止）しようとする年月日
3. 休止しようとする場合にあつては、その期間
4. 休止（廃止）の理由

(別記 8-1 第 8 条関係：認証書様式例) (第 3 条第 2 項第一号に定める区分の場合)

(認証番号)

C A S B E E 戸建評価認証書

(評価認証機関の要綱) 第〇条の規定に基づく審査の結果、
C A S B E E による戸建住宅の評価結果が的確であると認証する

記

評 価 () ランク

建 物 名 称 :
申 請 者 :
建 設 地 :
評 価 段 階 :
評 価 ツール :
有 効 期 限 :

(交付年月日)
(C A S B E E 評価認証機関)
(代表者)

(別記 8-2 第 8 条関係：認証書様式例) (第 3 条第 2 項第二号に定める区分の場合)

(認証番号)

C A S B E E 建築評価認証書

(評価認証機関の要綱) 第〇条の規定に基づく審査の結果、
C A S B E E による建築物の評価結果が的確であると認証する

記

評 価 () ランク

建 物 名 称 :
申 請 者 :
建 設 地 :
評 価 段 階 :
評 価 ツ ー ル :
有 効 期 限 :

(交付年月日)

(C A S B E E 評価認証機関)

(代表者)

(認証番号)

C A S B E E 不動産評価認証書

(評価認証機関の要綱) 第〇条の規定に基づく審査の結果、
C A S B E E -不動産による評価結果が的確であると認証する

評 価

(★のランク表示) () ランク (点)

建 物 名 称 :
(区分所有物件・部分評価の場合の特記記入欄)
申 請 者 :
建 設 地 :
評 価 ツ ー ル :
有 効 期 限 :

(交付年月日)
(C A S B E E 評価認証機関)
(代表者)

(別記 8-4 第 8 条関係：認証書様式例) (第 3 条第 2 項第四号に定める区分の場合)

(認証番号)

CASBEE ウェルネスオフィス 評価認証書

(評価認証機関の要綱) 第〇条の規定に基づく審査の結果
CASBEE-ウェルネスオフィスによる評価結果が的確であると
認証する

評 価

(★のランク表示) () ランク () 点

建 物 名 称 :
申 請 者 :
建 設 地 :
評 価 ツール :
有 効 期 限 :

(交付年月日)

(CASBEE 評価認証機関)

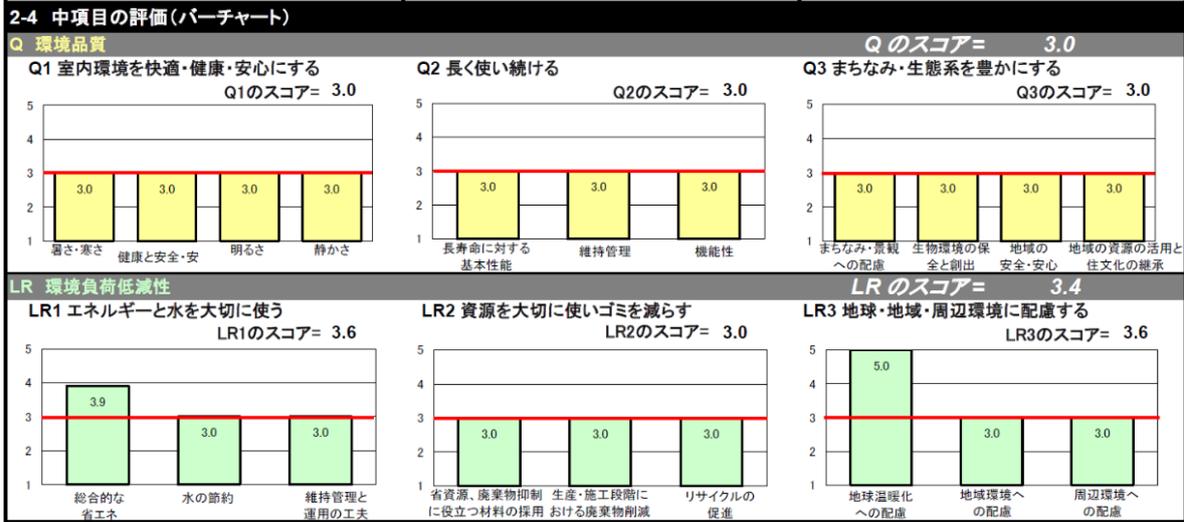
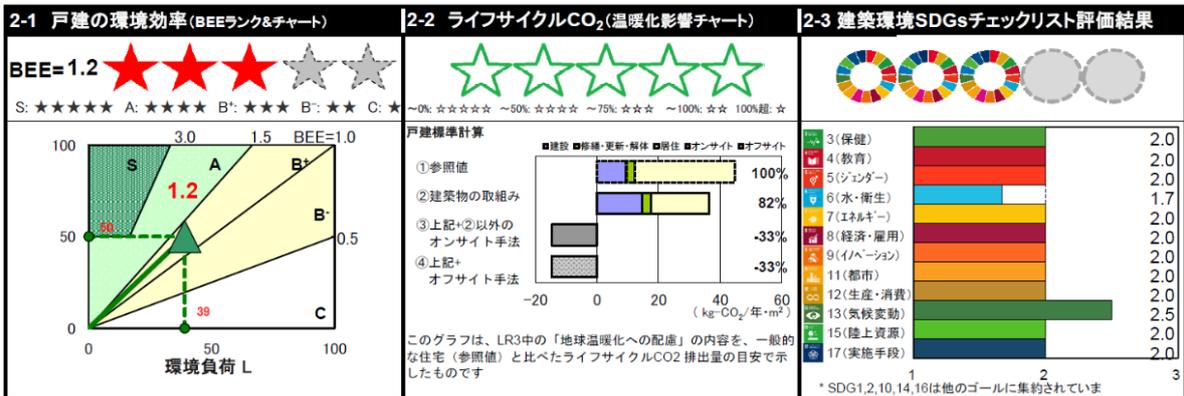
(代表者)

(別記9-1 第8条関係: 評価結果様式例) (戸建・SDGs チェックリスト有りの場合)

CASBEE[®]-戸建(新築) | 評価結果 |

■使用評価マニュアル: CASBEE-戸建(新築)2025年版 ■使用評価ソフト: CASBEE-DH_NC_2025v1.0

1-1 建物概要			1-2 外観		
建物名称	25年戸建住宅		仕様等の確定状況	建物の仕様	0.00
竣工年月	1900年1月	予定		持ち込み家電等	0
建設地	0			外構の仕様	0
用途地域	0	確定	<備考> 外観パース等 図を貼り付けるときは シートの保護を解除してください		
省エネルギー地域区分	5地域				
構造・構法	0	0			
階数	0	0			
敷地面積	0㎡	0			
建築面積	0㎡	0	評価の実施日		
延床面積	121㎡	0	作成者		
世帯人数	0	0	確認日		
			確認者		



3 設計上の配慮事項		
総合	その他	
CASBEE全体の表記ルールに従えば、CASBEE-戸建(新築)の場合、BEE _h 、Q _h 、LR _h などを省略した		
Q1 室内環境を快適・健康・安心にする	Q2 長く使い続ける	Q3 まちなみ・生態系を豊かにする
LR1 エネルギーと水を大切に使う	LR2 資源を大切に使いゴミを減らす	LR3 地球・地域・周辺環境に配慮する

■CASBEE: Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency (建築環境総合性能評価システム)
 ■Q: Quality (環境品質)、L: Load (環境負荷)、LR: Load Reduction (環境負荷低減性)、BEE: Built Environment Efficiency (環境効率)
 ■CASBEE全体の表記ルールに従えば、CASBEE-戸建(新築)の場合、BEE_h、Q_h、LR_hなどを省略すべきであるが、本シート上では簡略化のためhを省略した
 ■「ライフサイクルCO₂」とは住宅の部材生産・建設から居住、改修、解体廃棄に至る一生の間の二酸化炭素排出量であり、ここでは住宅の寿命年数と延床面積で除した値を示す
 ■評価対象のライフサイクルCO₂排出量は、Q_h2、LR_h1中の住宅の寿命、省エネルギーなどの項目の評価結果から自動的に算出される(「戸建標準計算」の場合)
 ■ライフサイクルCO₂の算定条件等については、マニュアルおよび「CO₂計算」シートを参照されたい

(別記9-2 第8条関係：評価結果様式例) (建築・SDGs チェックリスト有りの場合)

CASBEE®-建築(新築) 評価結果

■使用評価マニュアル: CASBEE-建築(新築)2024年版 | 使用評価ソフト: CASBEE-BD_NC_2024_v1.0

1-1 建物概要			1-2 外観	
建物名称	0	階数	0	
建設地	0	構造	0	
用途地域	0	平均居住人員	0 人	
地域区分	5地域	年間使用時間	0 時間/年(想定値)	
建物用途		評価の段階	実施設計段階評価	
竣工年	1900年1月 予定	評価の実施日		
敷地面積	0 m ²	作成者		
建築面積	0 m ²	確認日		
延床面積	m ²	確認者		

外観バース等
図を貼り付けるときは
シートの保護を解除してください

2-1 建築物の環境効率(BEEランク&チャート)

BEE = 2.5 ★★★★★☆

S: ★★★★★ A: ★★★★★ B+: ★★★★★ B: ★★★★★ C: ★

2-2 ホールライフカーボン (温暖化影響チャート)

☆☆☆☆☆

標準計算

①参照値	100%
②建築物の取組み	64%
③上記+②以外の	69%
④上記+	69%

このグラフはLR3.1「地球温暖化への配慮」の内容を、一般的な建物(参照値)と比べたWLC排出量の目安で示したものです。
④は参考として運用分をBEI+で表示しています。

2-3 建築環境SDGsチェックリスト評価結果

3(保健)	2.5
4(教育)	1.7
5(ジェンダー)	2.0
6(水・衛生)	2.1
7(エネルギー)	2.5
8(経済・雇用)	2.7
9(イノベーション)	2.2
11(都市)	2.3
12(生産・消費)	2.6
13(気候変動)	2.3
15(陸上資源)	2.0
17(実施手段)	2.5

*SDG1,2,10,14,16は他のゴールに集約されています

2-4 中項目の評価(バーチャート)

Q 環境品質

Q1 室内環境

Q1のスコア= 3.7

音環境	4.1
温熱環境	3.4
光・視環境	3.2
空気質環境	4.4

Q2 サービス性能

Q2のスコア= 4.0

機能性	4.2
耐用性	4.4
対応性	3.6

Q3 室外環境(敷地内)

Q3のスコア= 4.5

生物環境	4.0
まちなみ	5.0
地域性	4.5

LR 環境負荷低減性

LR1 エネルギー

LR1のスコア= 3.9

建物外皮の	4.0
自然エネ	2.4
設備システム効率化	4.0
効率的	4.3

LR2 資源・マテリアル

LR2のスコア= 3.8

水資源	3.6
非再生材料の	4.1
汚染物質	3.2

LR3 敷地外環境

LR3のスコア= 3.5

地球温暖化	4.2
地域環境	3.6
周辺環境	3.0

3 設計上の配慮事項		
総合		その他
Q1 室内環境	Q2 サービス性能	Q3 室外環境(敷地内)
LR1 エネルギー	LR2 資源・マテリアル	LR3 敷地外環境

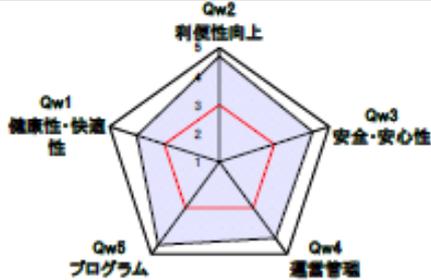
■CASBEE: Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency (建築環境総合性能評価システム)
 ■Q: Quality (建築物の環境品質), L: Load (建築物の環境負荷), LR: Load Reduction (建築物の環境負荷低減性), BEE: Built Environment Efficiency (建築物の環境効率)
 ■「ホールライフカーボン(WLC)」とは、建築物の部材生産・建設から運用、改修、解体廃棄に至る一生の間の温室効果ガス排出量のこと。ここでは、建築物の寿命年数で除した年間温室効果ガス排出量で表示。
 ■評価対象のWLC排出量は、Q2、LR1、LR2中の建築物の寿命、省エネルギー、省資源などの項目の評価結果から自動的に算出される

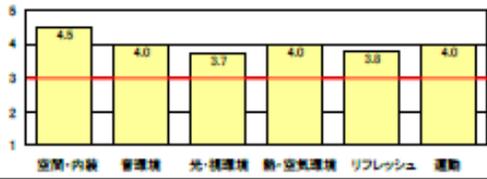
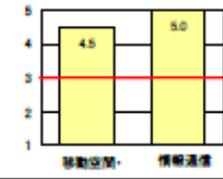
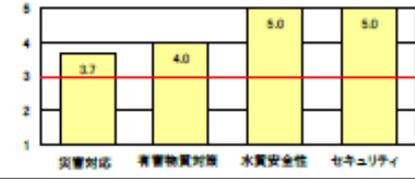
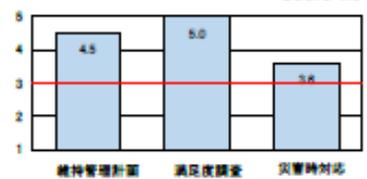
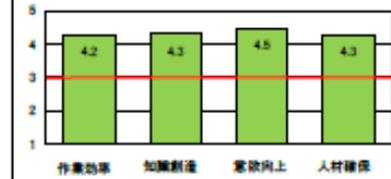
(別記9-3 第8条関係：評価結果様式例) (ウェルネスオフィス・SDGs チェックリスト有りの場合)

CASBEE®-ウェルネスオフィス | 評価結果 |

■使用評価マニュアル：CASBEE-ウェルネスオフィス2021年版 ■使用評価ソフト：CASBEE-WO_2021(v1.1)

1-1 建物概要			1-2 評価パターン		
建物名称	0	階数	0	評価対象	パターン3
建設地	0	構造	0	1-3 外観	
用途地域	0	平均居住人員	0人	<p>外観ベース等 図を貼り付けるときは シートの保護を解除してください</p>	
地域区分	0	年間使用時間	0時間/年(想定値)		
建物用途	0	評価の段階	運用段階評価		
竣工年	1900年1月 0.0	評価の実施日			
敷地面積	0㎡	作成者			
建築面積	0㎡	確認日			
延床面積	0㎡	確認者			

2-1 総合評価	2-2 大項目の評価(レーダーチャート)
<p>Rank: S 80.2 /100</p>  <p>S ランク: ★★★★★ > 75 A ランク: ★★★★★ 65 B+ランク: ★★★ 50 B-ランク: ★★ 40 C ランク: ★ 40</p>	

2-3 中項目の評価(バーチャート)		
基本性能		
<p>Qw1 健康性・快適性 Score= 4.0</p>  <p>空間・内装 音環境 光・視環境 熱・空気環境 リフレッシュ 運動</p>	<p>Qw2 利便性向上 Score= 4.7</p>  <p>移動空間・ 情報連携</p>	<p>Qw3 安全・安心性 Score= 4.4</p>  <p>災害対応 有害物質対策 水質安全性 セキュリティ</p>
<p>運用管理</p> <p>Qw4 運営管理 Score 4.3</p>  <p>維持管理計画 満足度調査 災害時対応</p>	<p>プログラム</p> <p>Qw5 プログラム Score = 4.6</p>  <p>SDGs/ESG対策 情報共有 健康維持・ 医療サービス インフラ 推進プログラム</p>	<p>参考：知的生産性の視点に基づいた評価</p>  <p>作業効率 知識創造 意欲向上 人材確保</p>

3 設計上の配慮事項		
総合		
0		
Qw1 健康性・快適性	Qw2 利便性向上	Qw3 安全・安心性
0	0	0
Qw4 運営管理	Qw5 プログラム	その他
0	0	0

(別記10 第8条関係：認証票)

CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第8条に基づく、認証票は次によるものとする。認証票の使用に関しては、別に定める規定に従うものとする。

(カラーの場合)



(モノクロの場合)



注 1. ツール名は次のように記載する。

CASBEE-建築(新築)は「新築」、CASBEE-建築(既存)は「既存」、CASBEE-建築(改修)は「改修」、CASBEE-戸建(新築)は「戸建(新築)」、CASBEE-不動産は、「不動産」、CASBEE-ウェルネスオフィスは、「ウェルネスオフィス」または「スマートウェルネスオフィス」

2. ツール名に続けて認証交付年を西暦で記載する。

3. 認証機関名を記載する。必要に応じ認証機関の略称を併記することができる。

(別記11 第13条関係：年度別業務実績一覧表)

業務実績一覧表(令和〇度分)

【戸建】【建築】【不動産】【WO】

〇〇〇.3.31時点での内容をご記入下さい。↓

	認証機関	認証番号	建物名称	評価区分	認証日	審査料(税込)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

(別記12 第13条関係：実績報告シート)

CASBEE 戸建

選し 番号	評価認証機関名	評価認証番号	建物の名称	評価結果書	写真	認証日	申請者(個人/法人名)	建設地(市町村迄)	建物用途	評価ツール	ランク	有効期限	設計者	施工者	評価認証延床 面積(m ²)	BEE
1																
2																
3																
4																
5																

CASBEE 建築

選し 番号	評価認証機関名	評価認証番号	建物の名称	認証日	申請者(法人名)	建設地(市町村迄)	建物用途	評価ツール/段階	ランク	有効期限	BEE	評価認証延床 面積(m ²)
1												
2												
3												
4												
5												

CASBEE 不動産

選し 番号	評価認証機関名	評価認証番号	建物の名称	認証日	申請者(法人名)	建設地(市町村迄)	建物用途	評価ツール	ランク	有効期限	竣工年月	評価認証延床 面積(m ²)	点数
1													
2													
3													
4													
5													

CASBEE ウェルネスオフィス

選し 番号	評価認証機関名	評価認証番号	申請者(法人名)	建物の名称	ランク	認証タイプ	総合環境 性能評価	認証日	有効期限	建設地	評価ツール	竣工年月	評価認証延床 面積(m ²)	点数
1														
2														
3														
4														
5														